

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

The Right to Inspect Documents and to Request : Explanation under Section 40 of the Trust Code

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1998-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 植田, 淳, Ueda, Jun メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1692

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



信託法40条の書類閲覧・説明請求権 について

植 田 淳

- I 序 論
- II 拒絶の正当理由
- III 株主の帳簿閲覧権との比較
- IV 利害関係人の範囲
- V 証券投資信託法20条との関係
- VI 結 語

I 序 論

信託法39条は、受託者は帳簿を備え、各信託につきその事務の処理および計算を明らかにすることを要する（第1項）とともに、信託引受の時および毎年1回一定の時期において、各信託につき財産目録を作ることを要する（第2項）、と定める。これを受けて、信託法40条1項は、利害関係人は何時にても前条の書類の閲覧を請求することを得る、と規定し、さらに、同条2項は、委託者、その相続人および受益者は、信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求し、かつ、信託事務の処理につき説明を求めることができる、と規定する。なお、かかる受託者の義務に対しては、国家の監督が加えられている。非営業信託については、非訟事件手続法71条ノ3第1項が、裁判所は信託事務の監督につき必要と認めるときは、財産目録ならびに信託事務に関する帳簿および書類の提出を命じ、かつ、信託事務の処理につき受託者その他の関係人を審訊することができる、と定める。他方、営業信託については、

* 本研究は、財団法人トラスト60の研究助成に負っている。ここに記して謝意を表したい。

信託銀行が信託法39条に規定する事務の処理もしくは計算をなさず、または、財産目録を作成しないとき、および、正当の理由なくして信託法40条の規定による閲覧を拒み、または、説明をなさないときには、信託銀行の役員または清算人は過料に処せられる。(信託業法22条7号・8号、兼営法10条7号・8号)⁽¹⁾

信託法40条の規定する書類閲覧請求権および説明請求権は、「受益者の監督的権能における出発点をなすもので、これなくしては、一切の監督的・受益権擁護的権利は行使することができない⁽²⁾」という意味において、きわめて重要な機能を営む。

しかし、そもそも信託法40条は、集団信託を想定していない⁽³⁾。集団信託にあっては、一般に情報の量は膨大であり、受託者の側としては、個々の書類閲覧請求や説明請求に応じることは容易ではない。ここに、書類閲覧・説明請求権の限界に関する解釈論上の問題が生ずる。そこで、本稿では、信託法40条をめぐる解釈論上の諸問題を、主として集団信託を念頭に置きながら考察してみたい。

II 拒絶の正当理由

1. 序 説

利害関係人は書類閲覧請求権を、委託者、その相続人、および受益者は書類閲覧・説明請求権を、いかなる場合にも当然に行使しうるか。

営業信託については、信託業法22条8号および兼営法10条8号が、「正当の理由なくして……閲覧の請求を拒み、または、説明をなさざるとき」には、役員または清算人は過料に処せられると規定していることから、その反対解釈として、正当理由が存する場合には、書類閲覧請求および説明請求を拒絶

(1) なお、公益信託については、信託法69条参照。以下の議論は、私益信託を対象とする。

(2) 四宮和夫『信託法(新版)』227頁。

(3) 四宮・前掲注(2)、227頁。

できると解しうることになる。⁽⁴⁾

2. 権利の濫用

拒絶の正当理由のうち、最も重要なものとして、書類閲覧・説明請求権の行使が、権利の濫用に該当する場合が考えられる。これに関する事例として、大審院昭和21年10月25日判決⁽⁵⁾を挙げることができる。判決は、次のように述べる。「……いかなる権利といえども、自分に何の利益もなく、ただ他人に迷惑を及ぼすばかりであるような方法で、これを行行使することは許されないので、これが即ち、権利の濫用である。すべて権利は、公の秩序、善良の風俗に反せざる範囲においてのみ認められるものであるから、前記のような範囲においては、実は権利は存在しないのである。……原審の認定した事実および当事者間争いなき事実を基礎として上告人の本訴請求が権利の濫用であるかどうかを考えてみよう。本来、信託法40条第2項の権利は、受託者が信託財産の運用をなすにあたり、不正、不注意、もしくは、拙いことをやり、これによって信託財産を減少せしめ、あるいは、配当を少なからしめるようなことがありはしないかというようなことにつき、信託者が不安の念を抱いた場合には、その検査をすることによって、不安を一掃するを得せしめ、または、もし右の検査により面白くないことを発見した場合には、これに対応する適當の処置を講ずることにより、できるだけ損害を免れることができるようにするために設けられた権利である。しかるに、原審の認定したところによると、上告人は、既に信託元本全額の弁済を受けてしまったのだから、これを減少せしめられる虞は全然ない。次に、配当については、当時、被上告会社は、信託財産の運用により得られる利益から自己の受くべき信託報酬2分5厘を差し引けば到底上告人に提供しただけの配当はなしえない実績であったに拘らず、自己の受ける報酬を少なくして右の配当をしていたので、……

(4) 四宮・前掲注(2), 227頁。

(5) 判例総攬(追補)民事1巻205頁。

その配当額は三井、三菱その他信用ある一流信託会社の配当と同額である上、上告人は多年被上告会社に勤務し、主計課長、庶務部次長および検査役等の職に歴任していた関係上、当時、会社の業務運営状況等は知りつくしていた筈であるのに、従来少しも文句を云わず受け取っていた額であるから、被上告会社の配当は、適法にして相当のものと認めるのがあたりまえであり、それ以上を望むのは無理と思わなければならない。そして、上告人の受くべき配当額も既に供託せられてあると云うのだから、上告人は、帳簿を見たり説明を聞いたりしなくとも、本件信託につき何等損害を受ける虞も不安もない筈で、したがって、本訴請求は上告人に何の利益もない理である。そして、なお原審の認定したところによると、被上告会社は人手不足で上告人の本訴請求に応ずるのは甚だ迷惑の状態にあると云うのだから、上告人の本訴権利の行使は、正に冒頭説示の権利の濫用に当たるわけである。」大審院は、以上のように述べて、権利の濫用を根拠に、原告の請求を棄却した。

この判決の論旨を要約すると、次のようになる。信託法40条の書類閲覧・説明請求権の趣旨は、受託者が信託財産を管理運用するにあたり、不適切な行為がないかという不安に対処するために創設された権利である。しかし、本件にあつては、かかる不安は、客観的に見て存在しえない。なぜなら、①原告は、既に信託元本の弁済を受けており、②配当額は十分なものであり、かつ、③原告は、多年当該信託会社に勤務しており、業務運営状況を熟知していたからである。よって、本件権利行使は、権利の濫用に当たる、というのである。なお、権利濫用の基準の定式化については、Ⅲ、3において述べる。

3. 開示コストの問題

この判例を上①から③の事実のみに重点を置いて読めば、きわめて特殊な事例であつて、信託法40条の権利の行使について権利濫用が成立する範囲はきわめて狭いようにも見える。もっとも、この判決は、被告信託会社の人

手不足による情報提供の困難性をも指摘しており⁽⁶⁾、問題となる書類閲覧・説明請求権の行使が権利の濫用に該当するか否かの判断において、受託者の側の開示コストが考慮されうることを示唆している⁽⁷⁾。

既述のように、集団信託にあっては、一般に情報が膨大であり、その開示コストも大きいため、個別信託に比べて、書類閲覧・説明請求権の行使が権利の濫用とされる可能性は高くなろう。

4. 秘密保持の問題

銀行法23条は、商法に定められている株主の帳簿閲覧権の規定⁽⁸⁾は、銀行の会計の帳簿および書類については、適用しない旨規定する⁽⁹⁾。この規定は、銀行の預金者、融資先、および、その他の取引先の秘密を保持するために設けられた規定であると解される⁽¹⁰⁾。他方、営業受託会社のような金融機関についても、銀行におけると同様の政策的配慮が要求されよう。すなわち、委託者、受益者、信託勘定の貸金の融資先などの秘密保持の要請が考慮されるべきであって、この面からも、信託法40条の書類閲覧・説明請求権は、制約を受け⁽¹¹⁾ることになろう。

Ⅲ 株主の帳簿閲覧権との比較

1. 株主の帳簿閲覧権の内容

商法293条ノ6第1項は、発行済株式総数の100分の3以上に当たる株式を有する株主は、会計の帳簿および書類の閲覧・謄写を求めるとことができると規定する。この権利は、一般に、株主の帳簿閲覧権とよばれる⁽¹²⁾。言うまでも

(6) 前掲注(5), 206頁。

(7) 銀行法21条但書参照。

(8) 商法293条ノ6。

(9) 長期信用銀行法17条参照。

(10) 銀行法21条但書参照。

(11) 四宮・前掲注(2), 227頁。

(12) この権利は、昭和25年の商法改正によって設けられ、平成5年の改正によって、持株に関する要件が10分の1から100分の3に緩和された。

なく、株主は、商法282条に基づき、計算書類とその付属明細書の閲覧、または、その謄本・抄本の交付を求めることができる。しかし、かかる書類は、取締役が作成したものであるし、必ずしも経理の詳細を明らかにしないため、かかる書類の作成の基礎となった会計の帳簿・書類自体を閲覧・謄写する権利を株主に認めただのである⁽¹³⁾。但し、権利の濫用の危険が考慮されて、少数株主権とされている⁽¹⁴⁾。

なお、ここにいう「会計の帳簿」とは、商法総則にいう会計帳簿（商法32条1項、33条1項）であり、日記帳・仕訳帳・元帳がこれに当たるが、日記帳および仕訳帳に代えて伝票を用いるときは伝票も含む⁽¹⁵⁾。信託法39条1項にいう「帳簿」もまた、これと同義であると解される⁽¹⁶⁾。

2. 帳簿閲覧権の行使

帳簿閲覧権の行使は理由を付した書面をもってしなければならない。（商法293条ノ6第2項）理由の記載は、具体的でなければならない、また、閲覧請求の対象も具体的に特定して記載されなければならない⁽¹⁷⁾。この理由によって、閲覧・謄写しうる会計の帳簿・書類の範囲が限定される⁽¹⁸⁾。

信託法40条の解釈においても、受益者等、利害関係人がまず請求理由を明らかにすべきか、それとも、理由を示す必要がないかが問題となる。有力な学説は、受益者に限定してではあるが、次のように主張する。「受益者の受託者ないし信託財産からの疎隔を生じている集団信託については、株主との均衡を考え、商法293条ノ6第2項を類推適用して、受益者において理由を明らかにすることを要求すべく、個別信託に関しては、受託者において正当の理由のないことを明らかにすることを要求すべきであろう」と⁽¹⁹⁾。思うに、

(13) 北沢正啓『会社法（第4版）』587～588頁。

(14) 前田 庸『会社法入門（第5版）』518頁。

(15) 北沢・前掲注(13)、588頁。

(16) 松本 崇『信託法（特別法コンメンタール）』215頁。

(17) 最判平成2年1月8日；判例時報1315号3頁。

(18) 北沢・前掲注(13)、588頁。

(19) 四宮・前掲注(2)、228頁。

信託法40条には、理由を示す必要性につき明文の規定が置かれていないが、これは、同条が集団信託を想定していないからに過ぎず、集団信託については、権利の濫用の危険は会社におけると何ら変わらないのであるから、理由の明示を要求すべきであろう。また、受益者以外の利害関係人についても、受益者についてそれを要求する以上、当然に要求すべきことになる。請求理由は、具体的でなければならず、閲覧請求の対象も具体的に特定されなければならない。この理由によって、閲覧しうる書類の範囲が限定される。

3. 帳簿閲覧請求の拒絶

商法293条ノ7は、株主による帳簿閲覧・謄写請求があるときは、取締役は、その請求が次のいずれかの事由に該当すると認めるべき相当の理由があることを証明しない限り、請求を拒むことができないと規定する。請求を拒みうる事由とは、①株主が、株主の権利の確保もしくは行使に関し調査をするためではなくて請求したとき、または、会社の業務の運営もしくは株主共同の利益を害するために請求したとき、②株主が、会社と競業をなす者であるとき、会社と競業をなす会社の社員、株主もしくは取締役であるとき、または、会社と競業をなす者のためにその会社の株式を有する者であるとき、③株主が、書類の閲覧・謄写によって知得した事実を利益を得て他に通報するために請求したとき、または、請求の日の前2年内にその会社もしくは他の会社の書類の閲覧・謄写によって知得した事実を利益を得て他に通報したことのある者であるとき、および、④株主が、不適當な時に閲覧・謄写の請求をなしたときである。(商法293条ノ7)

信託法40条の書類閲覧・説明請求権の行使についても、とりわけ集団信託の場合には、この基準が参考になる。Ⅱ、2で取り上げた権利濫用に関する一般的定式化が可能になろう。すなわち、集団信託にあっては、商法293条ノ7を類推適用して、受託者側が請求者について上の①から④のいずれかに相当する事由を証明すれば、権利の濫用を理由に、請求を拒絶しうるものと

解すべきである。

IV 利害関係人の範囲

1. 序 説

信託法上、「利害関係人」の語は、40条以外にもいくつか見られるが⁽²⁰⁾、基本的にそれらは同一と解してよい⁽²¹⁾。すなわち、信託法上、利害関係人とは、信託財産の現状を知るにつき、法律上正当の利益を有する者をいい、具体的には、委託者、受託者、前受託者、受益者、信託管理人などの関係当事者のほか、受益者および委託者の債権者も、これに含まれる、と解されている⁽²²⁾。(もっとも、40条に関しては、受託者は除かれることになる。)利害関係の有無につき争いがあるときは、請求者が挙証責任を負う⁽²³⁾。なお、信託財産に属する債権の債務者が利害関係人に該当するかについては、これを否定した判例がある⁽²⁴⁾。

2. 受託者と取引しようとする第三者

有力な学説は、利害関係人の中には、受託者と取引しようとする第三者も含まれる、と主張する。その理由として、動産・債権等については、信託の公示方法はなく、財産目録は公示的機能をも営む点が挙げられる⁽²⁵⁾。思うに、そのように解してよいであろう。

(20) 信託法8条1項、41条2項、49条1項、58条参照。

(21) 木村高明「信託のディスクロージャーについて」信託法研究12号、15頁。

(22) 松本・前掲注(16)、70頁。

(23) 松本・前掲注(16)、70頁。

(24) 東京控訴院昭和9年12月19日判決は、株式払込金一部未払いのため失権した株主が、発行会社から払込不足額請求権の信託を受けた受託者に対して、信託事務処理に関する書類の閲覧を請求した事案において、「信託財産に属する債権の債務者の如きは信託法40条第1項に所謂利害関係人に該当せざるものと解するを相当とする」と判示した。法律論評24巻譜法130頁；法律新聞3804号8頁；木村・前掲注(21)、14頁；中野正俊『信託法判例研究』204頁以下。

(25) 四宮・前掲注(2)、227頁。

(26) 四宮・前掲注(2)、227頁。

3. 厚生年金基金加入者

(1) 問題の所在

厚生年金基金信託は、基金を委託者兼受益者とする自益信託である。(厚生年金基金令29条1項)よって、年金受給権者は、厚生年金基金信託の受益者ではないが、受益者たる基金に対して債権者の地位に立つことになる。既述の通り、受益者の債権者は、一般に、信託法40条1項にいう利害関係人に該当すると解されている。では、年金受給権者は、同条に基づき、受託者に対して書類閲覧請求権を行使できるか。

(2) 厚生年金基金令の開示規定

厚生年金基金令39条は、基金の加入者および加入者であった者は、基金に対して、貸借対照表および損益計算書ならびに業務報告書(以下「決算書類」という)を閲覧することができる旨規定する。かかる決算書類は、次のようにして作成される。まず、決算の基礎データの一部(信託財産の運用状況等)が受託者から基金に提出され、基金は、かかる情報と自らの帳簿類とに基づいて決算書類を作成し、代議員会決議を得て、これを厚生大臣に報告する。そこで、次のような疑問が生ずる。すなわち、年金受給権者は、基金に対して上記のような決算書類の閲覧を求めることができるにもかかわらず、あえて受託者に対し、信託法40条1項に基づく書類閲覧請求権を行使することは、権利の濫用となるのではないか、という問題である。

(3) 私見

いわば信託法の規定が一般法であるのに対し、基金令の規定は特別法に当たるから、「特別法は一般法を破る」の原則に従い、信託法40条1項の請求権は排除される、との議論もありえよう。しかし、私は、この立論は無理であるように思う。なぜなら、特別法が一般法を排除するのは、両方の規定が相矛盾する場合であって、両方の規定が相矛盾しない本件のような場合には、

権利は併存すると考えるのが自然だからである。

私は、むしろ次のように考えたい。この場合、年金受給権者にとって、主たる開示義務者は、受託者ではなく、基金である。請求者は、まず主たる開示義務者たる基金に閲覧を求めるべきであろう。これで満足が得られない場合に限り、請求者は、受託者に対し書類閲覧を求めることができるものと解したい。主たる開示義務者への閲覧請求を行わずに直接受託者に閲覧請求し、または、主たる開示義務者への閲覧請求で満足が得られたにもかかわらず受託者に閲覧請求することは、権利の濫用と言うべきであろう。なお、ここに、請求者が満足が得られないというのは、請求者の主観的満足を指すのではなく、例えば、主たる開示義務者の開示内容が不完全である、整合性がない、虚偽の開示と認められる、などの客観的な問題がある場合をいう。請求者が受託者に閲覧請求する場合には、かかる客観的かつ具体的な請求理由の明示が要求されよう⁽²⁷⁾。また、この理由によって、閲覧の対象となる書類の範囲も限定されよう⁽²⁸⁾。

V 証券投資信託法20条との関係

1. 問題の所在

証券投資信託法20条は、委託会社は、大蔵大臣が公益または投資家保護のため必要かつ適当であると認めて大蔵省令で定めるところにより、信託財産その他その業務に関する帳簿書類を作成しなければならず（第1項）⁽²⁹⁾、受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができる（第3項）旨規定す

(27) 本稿Ⅲ，2参照。

(28) 本稿Ⅲ，2参照。

(29) 施行規則10条は、委託会社に次の帳簿書類の作成を義務づけている。すなわち、信託財産に関する帳簿書類として、信託勘定元帳、分配収益明細簿、信託財産明細簿、受益証券台帳、収益証券基準価額帳、信託財産運用指図書、委託会社としての業務に関する帳簿書類として、総勘定元帳、現金出納帳、未収委託者報酬明細簿、未払収益分配金明細簿、未払償還金明細簿、未払手数料明細簿、一部解約報告書、である。

る。受益者に帳簿閲覧請求権を認めることによって、受益者が委託会社を監視できる体制を整えるとともに、受益者に対して忠実義務を負いつつ信託財産の運用を担当する委託会社が公正な運用を行うことを確保しようとするものである⁽³⁰⁾。かかる帳簿閲覧請求権は、閲覧の対象が法定帳簿のすべてにわたり、しかもすべての受益者がこれを行使できるという点で、商法293条ノ6の株主の帳簿閲覧権に比べて、権利の範囲がきわめて広い⁽³²⁾。

ここで疑問が生ずる。証券投資信託の受益者は、証券投資信託法20条の帳簿閲覧請求権を有するにもかかわらず、これを行使しないで、信託法40条に基づき、受託者に対して書類閲覧・説明請求権を行使できるか。

2. 私見

この問題も、IV、3で検討した厚生年金受給権者の書類閲覧請求の問題と きわめて類似する。まず、証券投資信託法20条の規定があるからといって、信託法40条の規定が排除されると考えることはできないであろう。既述のように、特別法が一般法を排除するのは、両者のあいだに矛盾がある場合であつて、本件のごとく相矛盾しない場合は、両方の権利が併存すると考えるべきであろう。

しかし、2人の開示義務者のあいだに主従の関係を認めなければならないであろう。これは、証券投資信託法20条に見られる証券投資信託の基本的制度設計に由来する。ここでは、言うまでもなく、主たる開示義務者は委託会社である。請求者は、まず主たる開示義務者たる委託会社に閲覧を請求すべきであり、これによって満足を得られない場合に限って受託者に書類閲覧を求めることができると解すべきであろう。主たる開示義務者たる委託会社への閲覧請求を行わずに、直接受託者に閲覧請求し、または、委託会社への閲覧請求で満足が得られたにもかかわらず、受託者に対し閲覧請求することは、

(30) 証券投資信託法17条1項。

(31) 佐々木功『証券投資信託法（特別法コンメンタール）』136頁。

(32) 佐々木・前掲注(31)、139頁。

権利の濫用と言うべきであり、このような場合、受託者は、閲覧を拒否する正当理由があるものと考えられる。

ここで、請求者が満足を得られないというのは、既述のように、請求者の主観的満足を指すのではなく、例えば、主たる開示義務者たる委託会社の開示内容が不完全である、整合性がない、虚偽の開示と認められる、などの客観的な問題がある場合をいう。請求者が受託者に閲覧請求する場合には、かかる客観的かつ具体的な請求理由の明示が要求されよう⁽³³⁾。また、この理由によって、閲覧の対象となる書類の範囲も限定されよう⁽³⁴⁾。

VI 結 語

高度の信認義務を基礎とする信託にあつては、受託事務の受益者等への開示は、きわめて重要な問題である。受託事務の開示は、受益者の監督的権能の出発点をなし、これなしには、いかなる受益権擁護的権利の行使も不可能だからである⁽³⁵⁾。

個別信託においては、原則として、この要請を直接的に法解釈に反映させてよいであろう。すなわち、信託法40条の解釈にあたっては、受益者等の書類閲覧・説明請求権の行使をなるべく広く認めるべきであろう。本来、信託法40条は、個別信託を想定して規定されているからである。

しかし、集団信託およびそれに類する信託（厚生年金基金信託など）については、信託法40条の解釈にあたって、特段の注意を払う必要がある。集団信託については、貸付信託法や証券投資信託法がある他には特別の法手当がないため、受益者の監督的権能について個別信託を前提とする信託法の規定は、集団信託にそぐわない面がある⁽³⁶⁾。

この問題に対処するには、立法的解決が望ましいことは言うまでもないが、

(33) 本稿Ⅲ，2 参照。

(34) 本稿Ⅲ，2 参照。

(35) 四宮・前掲注(2)，227頁。

(36) 三菱信託銀行信託研究会編著『信託の法務と実務（3訂版）』22頁。

当面の解決策としては、本稿で述べた解釈論に依拠しつつも、法律関係を明確にするために、特約によって書類閲覧・説明請求権に制約を加えるという方法が考えられる。書類閲覧・説明請求権の根本部分は強行法規と解しうるが、集団信託における受託者側の負担を考慮して、権利行使の要件、行使方法、閲覧対象などについて合理的な限定を加えることは許されるであろう。⁽³⁷⁾

(37) もっとも、かかる特約の拘束を受けない利害関係人が存在するから、特約の効能には限界がある。その点においても、本稿で述べた解釈論は意味をもつであろう。